

今 支えを求めている子どもたちに

家庭環境に恵まれず家庭で育つことのできない子どもたちの、自立への道のりは困難を極めます。児童養護施設などを退所した後の子どもたちの状況を見過ごすことができなかつた私たちは、何もないところから自立援助ホーム「星の家」を立ち上げました。これが私たちの活動の原点です。その後も当事者サロン「だいじ家」を立ち上げるなど、施設退所後の子どもたちの問題に関心を寄せてきました。

一方、家庭の中にあっても、虐待など不適切な養育環境にありながら必要な支援が入らず、自立できずに、あるいは自立することを拒否でもしているかのように荒れたり、引きこもったりしてしまう子どもたちが多くなりました。かつては、地域社会がそれぞれの子どもたちを一人前の社会人にしていくような教育力をもっていました。今、それを期待することはおよそ困難です。誰かが意志をもって、そうした子どもたちの、本当の自立に向けての支援をすることが必要となっています。

そのようなことから、ファミリーホーム「はなの家」、子どもの居場所「月の家」、星の家OGのサロン「ママと赤ちゃん家」と、活動の裾野を広げていきました。

少子高齢化が進む今日“未来を作る社会の宝”である子どもたちを、地域社会の一員である皆様とともに、一人前の社会人に育てていきたい。力を貸しください。

沿革

平成 8年 12月 星俊彦（現理事長）、自立援助ホーム設立を決意。有志が集まり、設立準備会を組織。

平成 9年 5月 「青少年の自立を支える会」準備会集会。

7月 「青少年の自立を支える会」設立総会。
代表に伊達悦子が就任。

9月 自立援助ホーム「星の家」開所。

平成 10年 4月 「星の家」、児童自立生活援助事業認可。

平成 11年 10月 「青少年の自立を支える会」、特定非営利活動（NPO）法人認証。初代理事長に伊達悦子が就任。

平成 14年 12月 国税庁より、認定NPO法人として認証。
県内初、全国 10番目。

平成 19年 5月 二代目理事長に福田雅章が就任。

平成 21年 4月 宇都宮市清住に土地付き建物を購入、事務所並びに星の家移転。

平成 22年 1月 社会的養護の当事者のためのサロン「だいじ家（け）」開設。

平成 25年 5月 三代目理事長に星俊彦が就任。

平成 26年 1月 ファミリーホーム「はなの家」開設。

7月 子どもの居場所「月の家」開設。

平成 29年 12月 子供・若者を育成支援する活動に対して内閣府より総理大臣表彰を受ける。

平成 30年 4月 宇都宮市より市政功労表彰を受ける。

令和 1年 12月 子育てサロン「ママと赤ちゃん家（ち）」開設。

多くの方の支援をお願いします。

自立援助ホーム「星の家」



自立援助ホーム「星の家」

中卒や高校中退で就職し自立を強いられた児童養護施設等の子どもらが、職をそして生活拠点を失った際のよりどころとなり、再スタートを切れるまでの間生活支援を行います。これまで 150 名を超える子どもたちの支援をしてきました。近年は、施設経験を経ず、義務教育終了後に家庭に居場所を失った子どもが大半になっています。

ファミリーホーム「はなの家」



ファミリーホームは、里親や児童養護施設で養育実績のある人が、自宅で 5~6 人の子どもを養育する事業です。はなの家は現在、中学生以上の男の子 5 名が生活しています。

子どもの居場所「月の家」



宇都宮市の委託事業「要支援児童健全育成事業」を受けて開設された「子どもの居場所」は、地域の中にある子どもたちにとっての「もうひとつの家」のことです。放課後の勉強や遊び、食事、入浴などの当たり前の生活や人間関係に触れることを大切にしています。

子育てサロン「ママと赤ちゃん家」



星の家 OG がママとなったとき、その子育ては地縁・血縁のない中で行われます。そんなママと赤ちゃんを支えていこうと、有志が集まりサロンを開設しました。

子どもの育ちを支える社会的ネットワークづくり

※2021年1月現在

子ども虐待防止ネットワークとちぎ（17団体※が参加）の事務局を担い、毎年「子ども虐待をなくそう！県民のつどい」を開催しています。また、栃木県から「子どもの居場所担い手育成事業」の委託を受け、栃木県子どもの居場所連絡協議会（8団体※が参加）の事務局となっています。

事業概要 ● 青少年の自立を支える会が行うこと

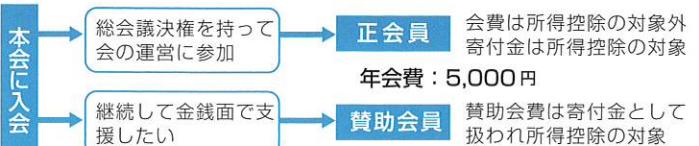
入会・寄付

社会の陽に当たらないこれらの問題と一緒に考えませんか？

本会の活動にご理解いただき
ご支援くださる方をお待ちしています。

本会は、租税特別措置法に基づき国税庁から全国で 10 番目に認定を受けた特定非営利活動法人で、寄付金（寄付金の合計が 5,000 円を超える部分）に対して所得控除の優遇措置が受けられます。また、会員の方には、会報などを通じて本会の活動状況や青少年の自立に関する情報を定期的に発信します。

※また、栃木県と宇都宮市の個人住民税の寄付金控除も受けられます！



支える会の財政について

本会は陽の当たらない問題に陽を当てていくことをモットーに活動を展開してきました。先駆性ゆえに行政からの財政的な支援がないこともありますが、会費や寄付金、星の家まつりやチャリティーコンサートの収益事業によって活動は支えられてきました。本会が活動の幅をさらに広げていくためにには多くの皆様の支援が欠かせません。

会費納入およびご寄付の郵便振替先について

加入者名：青少年の自立を支える会 口座番号：00140-3-366972

※通信欄に寄付か会費（正会員か賛助会員）の区別並びに金額をご記入ください。会費納入の金融機関等からのお引き落としもご利用できます。

ボランティアに挑戦したい方を募集しています。 是非ご参加ください。

- ちょっとだけなら手伝いたい
 - ・バザー（星の家まつり）・コンサート・募金などの手伝い
- 積極的に関わって下さる方
 - ・バザー（星の家まつり）やコンサートなどのイベントの企画準備作業
 - ・「星の家」の夕食づくり（時々でも大歓迎）
 - ・「星の家」入居者の就職斡旋
 - ・「月の家」で子どもと遊んだり学習指導をする
 - ・「月の家」で夕食づくりや送迎
- 特技を活かした手伝いをして下さる方
 - ・パソコン作業（会報・案内状作成など）
- 何か手伝いながら青少年に関わって下さる方
 - ・「星の家」入居者の話し相手（メンタルフレンド）や雑用など
- 生活物資面で援助して下さる方
 - ・「星の家」の運営に必要な食料・日用品などの援助をしたい

私たちは**何**をすべきですか？

ご存知ですか?
近年、子ども虐待が急増しています。
あたたかい家庭に恵まれない
子どもたちがたくさんいます。
彼らは安心して生活できる場、
そして自立のための支援を求めています。



「星の家」の活動を通して気づいたこと

虐待を受け、心に傷を負い、大人に対する不信感と自己に対する否定的感情に長く支配され苦しんできた子どもたちが、それらを取り去ることは一朝一夕にできるものではありません。
あたり前の生活を通じ、裏切っても裏切っても縁の切れない大人がいることを学ぶ。それが、不信感で固まった心の氷を融かしていくのです。彼らの自立への歩みは、そこから始まります。



現状把握

● 家庭に恵まれない子どもたちを取り巻く社会環境

本会の活動は、会員の皆様、そして多くのボランティアによって支えられています。



認定特定非営利活動法人 青少年の自立を支える会

本会は、自立援助ホーム「星の家」を運営しています

事務局

〒320-0037 栃木県宇都宮市清住 1-3-48
TEL:028-666-6023 FAX:028-666-6024
E-mail : sasaeru@snow.ucatv.ne.jp
WEB <https://www.jiritsu.org/>

会員募集中 入会のご案内

今 支えを求める 子どもたちに…

-私たちが目指すもの 私たちができること -



認定特定非営利活動法人 青少年の自立を支える会

本会は、自立援助ホーム「星の家」を運営しています